

「かごしま黒豚」系統豚施設整備に関する基本計画策定支援業務委託 仕様書

1 業務の名称

「かごしま黒豚」系統豚施設整備に関する基本計画策定支援業務

2 業務の目的

本委託業務は、県内黒豚生産農家への系統豚及び系統間クロス豚の安定的な供給を行うため、第5系統豚の完成にあわせ、系統豚の適正管理に必要となる施設整備について、適切な整備手法の検討を行い、基本計画を策定することを目的とする。

3 履行期限

令和8年11月20日（金）

4 業務の範囲（位置）

業務に係る調査・検討の主な箇所は、以下のとおりとする（別図1）

鹿児島県農業開発総合センター畜産試験場内（霧島市国分上之段椎木迫 2495 ほか）

5 対象施設（既存施設）の概要

	施設名称	構造	延床面積	縦*	幅*
1	種豚舎	木造	990 m ²	61.0m	18.0m
2	分娩・子豚舎	木造	464 m ²	58.0m	8.0m
3	育成豚舎	木造	544 m ²	38.0m	16.0m
4	肥育豚舎	木造	525 m ²	70.0m	7.5m

※ 縦、幅は最大値を記載しているため、縦と幅を掛けた数値と延床面積が一致しない場合がある。

6 業務の内容

(1) 適切な整備手法の方向性に係る調査・検討

系統豚の適正管理に必要となる施設について、既存施設（第2系統豚施設）の修繕可能範囲の技術的検討、修繕案の概算工事費算出、修繕時の運営影響評価、新設案との比較、将来の系統豚各施設の集約化について、県と協議の上、調査・検討する。

なお、修繕案と新設案との比較に当たっては、以下に留意すること。

- ① 施設整備の検討に当たっては、施設の仕様条件、法基準を整理・検討し、必要な施設要件を検討するとともに、施設整備の箇所は、必要に応じて業務着手前に現地調査を行うこと。
- ② 施設整備の検討に当たっては、既存施設の劣化調査を行った上で既存施設の修繕と新設の比較を行うこと。
- ③ それぞれに概算工事費を算定するとともに、ライフサイクルコストも合わせたコスト比較を行うこと。

(2) 適切な整備手法に係る基本計画の策定

(1) の調査・検討に基づき必要となる施設整備について、県と協議の上、以下のとおり施設及び設備の仕様、規模、数量等に関する計画を検討する。なお、策定に当たっては、以下に留意すること。

- ① 適切な整備手法の策定に向けた客観的な評価を行うこと。
- ② 事業スケジュール案を作成すること。

7 委託業務の実施

(1) 業務実施計画書の提出

受託者は、本委託業務を実施するにあたり、業務の目的を十分に理解した上で合理的かつ効果的な作業を推進するため、業務実施計画書（業務内容、工程表、業務実施体制）を提出し、県の承諾を得ること。

(2) 打合せ協議

受託者は、打合せ協議を行った場合は速やかに打合せ協議記録を提出し、県の承諾を得ること。なお、業務の着手・中間（2回）・完成時の計4回以上、必要な打合せ協議を行うこと。

(3) 管理技術者及び主任技術者の配置

受託者は、県の意向や本業務の目的を十分に理解した上で、同種業務についての知見と実務経験を有する者を管理技術者及び主任技術者として配置すること。

(4) 家畜防疫への対応

種豚改良協会や畜産試験場内での調査にあたっては、各施設の防疫対応を確認の上、各所属の指示に従うこと。

8 資料等の提供と返還

(1) 県は、受託者の要請に基づき、本委託業務の実施に必要な各種資料、機器、情報等（以下「資料等」という。）を無償で受託者に提供する。

(2) 受託者は、県から提供された資料等を前提として、これに依拠して本委託業務を遂行するものであり、資料等の正確性・網羅性について検証する義務は負わないものとする。

(3) 受託者は、資料等について、善良なる管理者の注意をもって使用、保管及び管理し、本委託業務の目的以外のために使用してはならない。

(4) 受託者は、本委託業務の終了等により資料等が不要となった場合、又は県が資料等の返還を要請した場合は、資料等を速やかに返還する。ただし、受託者の法令遵守及び業務管理上必要とされる保管を妨げない。

9 秘密保持

(1) 受託者は、本委託業務の遂行過程で県から提供若しくは開示を受け、又は業務遂行上知り得た情報のうち、次の各号に掲げる以外のものを秘密として保持し、事前に県の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならず、かつ本委託業務の目的以外のために使用してはならない。

- ① 受託者が知り得た時点で既に公知であった情報
- ② 受託者が知り得た後に自己の責めによらずに公知となった情報
- ③ 受託者が知り得た時点で本業務契約に違反することなしに既に保有していた情報
- ④ 受託者が本業務委託契約に違反することなしに、または本業務委託契約とは無関係に、独自の営業上のノウハウに基づき独自に入手または開発した情報
- ⑤ 受託者が第三者から適法に入手した情報

10 成果品

上記業務に係る内容を以下の成果品としてとりまとめ、フラットファイルに綴じておさめるものとする。

(1) 次の書類を令和8年9月25日(金)までに提出すること

- | | |
|--------------------------------|----|
| ① 基本計画書(概略版) | 3部 |
| ② 概略設計計算書(建物の必要緒室、類型・用途、面積・規模) | 3部 |
| ③ 概略計画図 | 3部 |
| ④ 概略概算工事費 | 3部 |
| ⑤ 上記電子データ | 1式 |

(2) 次の書類を令和8年11月20日(金)までに提出すること

- | | |
|------------------------------|----|
| ① 基本計画書 | 3部 |
| ② 基本計画図 | 3部 |
| ③ 設計計算書(建物の必要緒室、類型・用途、面積・規模) | 3部 |
| ④ 概算工事費 | 3部 |
| ⑤ 要求水準書(案) | 3部 |
| ⑥ 上記電子データ | 1式 |

11 検査

受託者は、完了検査として成果品の検査を受け、完了検査の合格をもって業務を完了する。

12 その他

- (1) 受託者は、成果品(業務過程におけるデータ等を含む。)について、県の承諾を得ずに公表又は第三者へ提供してはならない。
- (2) 受託者が本委託業務を再委託することは原則禁止する。ただし、県がやむを得ないと認め承認した場合はその限りではない。
- (3) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。